

江府町規則第3号

江府町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和7年3月31日

江府町長 白石祐治

江府町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

江府町職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成10年江府町規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第18条 条例第14条の別に定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1) ～ (14) 略</p> <p>(14)の2 18歳に達する年度の年度末を迎えるまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護等（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話、<u>疾病の予防を図るために必要なものとして町長が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして町長が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち町長が定めるものへの参加をすること</u>をいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合は1の年において5日（その養育する18歳に達する年度の年度末を迎えるまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）を超えない範囲内でその都度必要と認められる期間</p> <p>(15) ～ (22) 略</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第18条 条例第14条の別に定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1) ～ (14) 略</p> <p>(14)の2 18歳に達する年度の年度末を迎えるまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合は1の年において5日（その養育する18歳に達する年度の年度末を迎えるまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）を超えない範囲内でその都度必要と認められる期間</p> <p>(15) ～ (22) 略</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和7年4月1日から施行する。